(九)　送出事業主は、送出労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業から復帰する際には、当該送出労働者が就業を継続できるよう、当該送出労働者の受入事業主に係る希望も勘案しつつ、就業機会の確保に努めるべきであることに留意すること。

(十)　障害者である送出労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善を図るための措置

送出事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者（以下単に「障害者」という。）である送出労働者から受入事業主の職場において障害者である送出労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の申出があった場合又は受入事業主から当該事情に関する苦情があった旨の通知を受けた場合等において、同法第三十六条の三の規定による措置を講ずるに当たって、当該障害者である送出労働者と話合いを行い、送出事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、受入事業主と協議等を行い、協力を要請すること。

九　送出労働者の待遇に関する説明等

送出事業主は、その雇用する送出労働者に対し、読替え後の労働者派遣法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一)　（略）

(二)　協定対象送出労働者に対する説明の内容

イ　（略）

ロ　送出事業主は、協定対象送出労働者の待遇（賃金、読替え後の労働者派遣法第四十条第二項の教育訓練及び読替え後の労働者派遣法施行規則第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が読替え後の労働者派遣法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、送出労働者に対する説明の内容に準じて説明すること。

(三)　送出労働者に対する説明の方法

送出事業主は、送出労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明する方法又は説明すべき事項を全て記載した送出労働者が容易に理解できる内容の資料を交付する等の方法により説明すること。

また、資料を活用し、口頭により説明する場合には、送出事業主は、説明に活用した資料その他の関連資料を交付することが望ましいこと。さらに、労働者の個人情報等の漏えいを防止する等の観点から当該資料を交付することが困難な場合であっても、送出労働者から事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めること。

(四)　比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があったときの情報提供

送出事業主は、送出労働者から説明の求めがない場合であっても、当該送出労働者に対し、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに読替え後の労働者派遣法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項（(五)において「待遇の相違の内容及び理由等」という。）に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと。

（新設）

（新設）

九　送出労働者の待遇に関する説明等

送出事業主は、その雇用する送出労働者に対し、読替え後の労働者派遣法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一)　（略）

(二)　協定対象送出労働者に対する説明の内容

イ　（略）

ロ　送出事業主は、協定対象送出労働者の待遇（賃金、読替え後の労働者派遣法第四十条第二項の教育訓練及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が読替え後の労働者派遣法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、送出労働者に対する説明の内容に準じて説明すること。

(三)　送出労働者に対する説明の方法

送出事業主は、送出労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とすること。ただし、説明すべき事項を全て記載した送出労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないこと。

(四)　比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があったときの情報提供

送出事業主は、送出労働者から求めがない場合でも、当該送出労働者に対し、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに読替え後の労働者派遣法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと。